

別表 配分基礎単価

(1) ア 地域密着型サービス等整備助成事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	5 備考
・地域密着型特別養護老人ホーム ^{※1} 及び併設されるショートステイ用居室	4,424千円	整備床数	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、福岡県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。） ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	※1 消防法施行令上スプリンクラー設置義務のない施設を新たに整備する場合であっても、本事業を活用して整備する場合は、本体施設の整備と併せて、必ずスプリンクラー設備の設置を行うこと。 ※2 離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づく離島に所在する場合は、算定された当該額に0.08を乗じて得た額を加算する。
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する地域密着型特別養護老人ホーム ^{※1} 及び併設されるショートステイ用居室	4,645千円	整備床数		
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ^{※1}	4,424千円	整備床数		
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ^{※1}	4,645千円	整備床数		
・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ^{※1}	4,424千円	整備床数		
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ^{※1}	4,645千円	整備床数		
・認知症高齢者グループホーム ^{※1}	33,200千円	施設数		
・認知症高齢者グループホーム（空き家を活用したもの） ^{※1}	8,800千円	施設数		
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する認知症高齢者グループホーム ^{※1}	34,860千円	施設数		
・小規模多機能型居宅介護事業所 ^{※1}	33,200千円	施設数		
・小規模多機能型居宅介護事業所（空き家を活用したもの） ^{※1}	8,800千円	施設数		
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する小規模多機能型居宅介護事業所 ^{※1}	34,860千円	施設数		
・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ^{※1}	33,200千円	施設数		
・看護小規模多機能型居宅介護事業所（空き家を活用したもの） ^{※1}	8,800千円	施設数		
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する看護小規模多機能型居宅介護事業所 ^{※1}	34,860千円	施設数		
・認知症対応型デイサービスセンター	11,840千円	施設数		
・認知症対応型デイサービスセンター（空き家を活用したもの）	8,800千円	施設数		
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する認知症対応型デイサービスセンター	12,432千円	施設数		
・介護予防拠点	8,800千円	施設数		
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する介護予防拠点	9,240千円	施設数		
・地域包括支援センター	1,184千円	施設数		
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する地域包括支援センター	1,243千円	施設数		
・生活支援ハウス ^{※1}	35,280千円	施設数		
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する生活支援ハウス ^{※1}	37,044千円	施設数		
・緊急ショートステイ ^{※1}	1,184千円	整備床数		
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する緊急ショートステイ ^{※1}	1,243千円	整備床数		
・施設内保育施設	11,840千円	施設数		
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する施設内保育施設	12,432千円	施設数		

(1) ーイ 地域密着型サービス等整備助成事業（介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備）

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	5 備考
<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム 	1,120千円	定員数	<p>介護老人保健施設等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、福岡県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	<p>※1 定員30名以上の施設が対象</p> <p>※2 下記の介護施設等の創設を併せて行う場合が対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・特定施設入居者生活介護の指定を受ける介護付きホーム <p>（いずれも定員規模及び助成を受けているかは問わない。）</p> <p>※3 ※2の創設と広域型施設の大規模修繕等に係る1年から4年程度を期間とする整備計画を定めること。</p> <p>※4 消防法施行令上スプリンクラー設置義務のない施設を新たに整備する場合であっても、本事業を活用して整備する場合は、本体施設の整備と併せて、必ずスプリンクラー設備の設置を行うこと。</p> <p>※5 離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づく離島に所在する場合は、算定された当該額に0.08を乗じて得た額を加算する。</p>

(1) ウ 地域密着型サービス等整備助成事業（災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備）

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	5 備考
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	4,424千円	整備床数 ^{※1}	特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、福岡県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	※1 移転後床数。ただし、増員分は対象外。 ※2 消防法施行令上スプリンクラー設置義務のない施設を新たに整備する場合であっても、本事業を活用して整備する場合は、本体施設の整備と併せて、必ずスプリンクラー設備の設置を行うこと。 ※3 離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づく離島に所在する場合は、算定された当該額に0.08を乗じて得た額を加算する。
・介護老人保健施設	55,360千円	施設数		
・介護医療院	55,360千円	施設数		
・養護老人ホーム	2,368千円	整備床数 ^{※1}		
・ケアハウス（特定施設入所者生活介護の指定を受けるもの）	4,424千円	整備床数 ^{※1}		
・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入所者生活介護の指定を受けるもの）	4,424千円	整備床数 ^{※1}		

(1) -エ 地域密着型サービス等整備助成事業（都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業）

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	5 備考		
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	4,424千円	整備床数				
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（都市部 ^{※2} ）	4,645千円	整備床数				
・介護老人保健施設	55,360千円	施設数				
・介護老人保健施設（都市部 ^{※2} ）	58,128千円	施設数	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、福岡県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	※1 消防法施行令上スプリンクラー設置義務のない施設を新たに整備する場合であっても、本事業を活用して整備する場合は、本体施設の整備と併せて、必ずスプリンクラー設備の設置を行うこと。 ※2 都市部は、指定都市、中核市及び人口20万人以上の市に限る。 ※3 離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づく離島に所在する場合は、算定された当該額に0.08を乗じて得た額を加算する。		
・介護医療院	55,360千円	施設数				
・介護医療院（都市部 ^{※2} ）	58,128千円	施設数				
・養護老人ホーム	2,368千円	整備床数				
・養護老人ホーム（都市部 ^{※2} ）	2,486千円	整備床数				
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,424千円	整備床数				
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）（都市部 ^{※2} ）	4,645千円	整備床数				
・有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,424千円	整備床数				
・有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）（都市部 ^{※2} ）	4,645千円	整備床数				

(1) ーオ 地域密着型サービス等整備助成事業（中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業）

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	5 備考
・地域密着型特別養護老人ホーム ^{※1} 及び併設されるショートステイ用居室	4,424千円	整備床数	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、福岡県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	^{※1} 消防法施行令上スプリンクラー設置義務のない施設を新たに整備する場合であっても、本事業を活用して整備する場合は、本体施設の整備と併せて、必ずスプリンクラー設備の設置を行うこと。 ^{※2} 離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づく離島に所在する場合は、算定された当該額に0.08を乗じて得た額を加算する。
・小規模な介護老人保健施設 ^{※1}	55,360千円	施設数		
・小規模な介護医療院 ^{※1}	55,360千円	施設数		
・小規模な養護老人ホーム ^{※1}	2,368千円	整備床数		
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ^{※1}	4,424千円	整備床数		
・都市型軽費老人ホーム ^{※1}	1,768千円	整備床数		
・認知症高齢者グループホーム ^{※1}	33,200千円	施設数		
・認知症高齢者グループホーム（空き家を活用したもの） ^{※1}	8,800千円	施設数		
・小規模多機能型居宅介護事業所 ^{※1}	33,200千円	施設数		
・小規模多機能居宅介護事業所（空き家を活用したもの） ^{※1}	8,800千円	施設数		
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ^{※1}	5,864千円	施設数		
・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ^{※1}	33,200千円	施設数		
・看護小規模多機能居宅介護事業所（空き家を活用したもの） ^{※1}	8,800千円	施設数		
・認知症対応型デイサービスセンター	11,840千円	施設数		
・認知症対応型デイサービスセンター（空き家を活用したもの）	8,800千円	施設数		
・介護予防拠点	8,800千円	施設数		
・地域包括支援センター	1,184千円	施設数		
・生活支援ハウス ^{※1}	35,280千円	施設数		
・緊急ショートステイの整備 ^{※1}	1,184千円	整備床数		
・施設内保育施設	11,840千円	施設数		

・小規模な有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）※1	4,424千円	整備床数
・特別養護老人ホーム※1及び併設されるショートステイ用居室	4,424千円	整備床数
・介護老人保健施設※1	55,360千円	施設数
・介護医療院※1	55,360千円	施設数
・養護老人ホーム※1	2,368千円	整備床数
・ケアハウス（特定施設入所者生活介護の指定を受けるもの）※1	4,424千円	整備床数
・有料老人ホーム（特定施設入所者生活介護の指定を受けるもの）※1	4,424千円	整備床数

(1) ーカ 地域密着型サービス等整備助成事業（介護施設等の集約・再編支援事業）

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	5 備考
・地域密着型特別養護老人ホーム ^{※1} 及び併設されるショートステイ用居室	4,424千円	整備床数		
・地域密着型特別養護老人ホーム ^{※1} 及び併設されるショートステイ用居室（都市部 ^{※2} ）	4,645千円	整備床数		
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する地域密着型特別養護老人ホーム ^{※1} 及び併設されるショートステイ用居室	4,645千円	整備床数		
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する地域密着型特別養護老人ホーム ^{※1} 及び併設されるショートステイ用居室（都市部 ^{※2} ）	4,877千円	整備床数		
・小規模な介護老人保健施設 ^{※1}	55,360千円	施設数		
・小規模な介護老人保健施設 ^{※1} （都市部 ^{※2} ）	58,128千円	施設数		
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する小規模な介護老人保健施設 ^{※1}	58,128千円	施設数		
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する小規模な介護老人保健施設 ^{※1} （都市部 ^{※2} ）	61,034千円	施設数		
・小規模な介護医療院 ^{※1}	55,360千円	施設数		
・小規模な介護医療院 ^{※1} （都市部 ^{※2} ）	58,128千円	施設数		
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する小規模な介護医療院 ^{※1}	58,128千円	施設数		
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する小規模な介護医療院 ^{※1} （都市部 ^{※2} ）	61,034千円	施設数		
・小規模な養護老人ホーム ^{※1}	2,368千円	整備床数		
・小規模な養護老人ホーム ^{※1} （都市部 ^{※2} ）	2,486千円	整備床数		
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する小規模な養護老人ホーム ^{※1}	2,486千円	整備床数		
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する小規模な養護老人ホーム ^{※1} （都市部 ^{※2} ）	2,610千円	整備床数		
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ^{※1}	4,424千円	整備床数		
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ^{※1} （都市部 ^{※2} ）	4,645千円	整備床数		
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ^{※1}	4,645千円	整備床数		
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ^{※1} （都市部 ^{※2} ）	4,877千円	整備床数		

・都市型軽費老人ホーム ^{※1}	1,768千円	整備床数
・都市型軽費老人ホーム ^{※1} (都市部 ^{※2})	1,856千円	整備床数
・第2条第1項(1)の事業対象施設を合築・併設する都市型軽費老人ホーム ^{※1}	1,856千円	整備床数
・第2条第1項(1)の事業対象施設を合築・併設する都市型軽費老人ホーム ^{※1} (都市部 ^{※2})	1,949千円	整備床数
・認知症高齢者グループホーム ^{※1}	33,200千円	施設数
・認知症高齢者グループホーム ^{※1} (都市部 ^{※2})	34,860千円	施設数
・認知症高齢者グループホーム(空き家を活用したもの) ^{※1}	8,800千円	施設数
・認知症高齢者グループホーム(空き家を活用したもの) ^{※1} (都市部 ^{※2})	9,240千円	施設数
・第2条第1項(1)の事業対象施設を合築・併設する認知症高齢者グループホーム ^{※1}	34,860千円	施設数
・第2条第1項(1)の事業対象施設を合築・併設する認知症高齢者グループホーム ^{※1} (都市部 ^{※2})	36,603千円	施設数
・小規模多機能型居宅介護事業所 ^{※1}	33,200千円	施設数
・小規模多機能型居宅介護事業所 ^{※1} (都市部 ^{※2})	34,860千円	施設数
・小規模多機能型居宅介護事業所(空き家を活用したもの) ^{※1}	8,800千円	施設数
・小規模多機能型居宅介護事業所(空き家を活用したもの) ^{※1} (都市部 ^{※2})	9,240千円	施設数
・第2条第1項(1)の事業対象施設を合築・併設する小規模多機能型居宅介護事業所 ^{※1}	34,860千円	施設数
・第2条第1項(1)の事業対象施設を合築・併設する小規模多機能型居宅介護事業所 ^{※1} (都市部 ^{※2})	36,603千円	施設数
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ^{※1}	5,864千円	施設数
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ^{※1} (都市部 ^{※2})	6,157千円	施設数
・第2条第1項(1)の事業対象施設を合築・併設する定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ^{※1}	6,157千円	施設数
・第2条第1項(1)の事業対象施設を合築・併設する定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ^{※1} (都市部 ^{※2})	6,465千円	施設数

・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ^{※1}	33,200千円	施設数
・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ^{※1} （都市部 ^{※2} ）	34,860千円	施設数
・看護小規模多機能型居宅介護事業所（空き家を活用したもの） ^{※1}	8,800千円	施設数
・看護小規模多機能型居宅介護事業所（空き家を活用したもの） ^{※1} （都市部 ^{※2} ）	9,240千円	施設数
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する看護小規模多機能型居宅介護事業所 ^{※1}	34,860千円	施設数
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する看護小規模多機能型居宅介護事業所 ^{※1} （都市部 ^{※2} ）	36,603千円	施設数
・認知症対応型デイサービスセンター	11,840千円	施設数
・認知症対応型デイサービスセンター（都市部 ^{※2} ）	12,432千円	施設数
・認知症対応型デイサービスセンター（空き家を活用したもの）	8,800千円	施設数
・認知症対応型デイサービスセンター（空き家を活用したもの）（都市部 ^{※2} ）	9,240千円	施設数
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する認知症対応型デイサービスセンター	12,432千円	施設数
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する認知症対応型デイサービスセンター（都市部 ^{※2} ）	13,053千円	施設数
・介護予防拠点	8,800千円	施設数
・介護予防拠点（都市部 ^{※2} ）	9,240千円	施設数
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する介護予防拠点	9,240千円	施設数
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する介護予防拠点（都市部 ^{※2} ）	9,702千円	施設数
・地域包括支援センター	1,184千円	施設数
・地域包括支援センター（都市部 ^{※2} ）	1,243千円	施設数
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する地域包括支援センター	1,243千円	施設数
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する地域包括支援センター（都市部 ^{※2} ）	1,305千円	施設数

地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、福岡県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。

ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

※1 消防法施行令上スプリンクラー設置義務のない施設を新たに整備する場合であっても、本事業を活用して整備する場合は、本体施設の整備と併せて、必ずスプリンクラー設備の設置を行うこと

※2 都市部は、指定都市、中核市及び人口20万人以上の市に限る。

※3 離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づく離島に所在する場合は、第2条（1）により算定された当該額に0.08を乗じて得た額を加算する。

・生活支援ハウス ^{※1}	35,280千円	施設数
・生活支援ハウス ^{※1} (都市部 ^{※2})	37,044千円	施設数
・第2条第1項(1)の事業対象施設を合築・併設する生活支援ハウス ^{※1}	37,044千円	施設数
・第2条第1項(1)の事業対象施設を合築・併設する生活支援ハウス ^{※1} (都市部 ^{※2})	38,896千円	施設数
・緊急ショートステイの整備 ^{※1}	1,184千円	整備床数
・緊急ショートステイの整備 ^{※1} (都市部 ^{※2})	1,243千円	整備床数
・第2条第1項(1)の事業対象施設を合築・併設する緊急ショートステイの整備 ^{※1}	1,243千円	整備床数
・第2条第1項(1)の事業対象施設を合築・併設する緊急ショートステイの整備 ^{※1} (都市部 ^{※2})	1,305千円	整備床数
・施設内保育施設	11,840千円	施設数
・施設内保育施設 (都市部 ^{※2})	12,432千円	施設数
・第2条第1項(1)の事業対象施設を合築・併設する施設内保育施設	12,432千円	施設数
・第2条第1項(1)の事業対象施設を合築・併設する施設内保育施設 (都市部 ^{※2})	13,053千円	施設数
・小規模な有料老人ホーム (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) ^{※1}	4,424千円	整備床数
・小規模な有料老人ホーム (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) ^{※1} (都市部 ^{※2})	4,645千円	整備床数
・第2条第1項(1)の事業対象施設を合築・併設する小規模な有料老人ホーム (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) ^{※1}	4,645千円	整備床数
・第2条第1項(1)の事業対象施設を合築・併設する小規模な有料老人ホーム (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) ^{※1} (都市部 ^{※2})	4,877千円	整備床数
・特別養護老人ホーム ^{※1} 及び併設されるショートステイ用居室	4,424千円	整備床数
・特別養護老人ホーム ^{※1} 及び併設されるショートステイ用居室 (都市部 ^{※2})	4,645千円	整備床数
・第2条第1項(1)の事業対象施設を合築・併設する特別養護老人ホーム ^{※1} 及び併設されるショートステイ用居室	4,645千円	整備床数
・第2条第1項(1)の事業対象施設を合築・併設する特別養護老人ホーム ^{※1} 及び併設されるショートステイ用居室 (都市部 ^{※2})	4,877千円	整備床数

・介護老人保健施設 ^{※1}	55,360千円	施設数
・介護老人保健施設 ^{※1} （都市部 ^{※2} ）	58,128千円	施設数
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する介護老人保健施設 ^{※1}	58,128千円	施設数
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する介護老人保健施設 ^{※1} （都市部 ^{※2} ）	61,034千円	施設数
・介護医療院 ^{※1}	55,360千円	施設数
・介護医療院 ^{※1} （都市部 ^{※2} ）	58,128千円	施設数
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する介護医療院 ^{※1}	58,128千円	施設数
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する介護医療院 ^{※1} （都市部 ^{※2} ）	61,034千円	施設数
・養護老人ホーム ^{※1}	2,368千円	整備床数
・養護老人ホーム ^{※1} （都市部 ^{※2} ）	2,486千円	整備床数
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する養護老人ホーム ^{※1}	2,486千円	整備床数
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する養護老人ホーム ^{※1} （都市部 ^{※2} ）	2,610千円	整備床数
・ケアハウス（特定施設入所者生活介護の指定を受けるもの） ^{※1}	4,424千円	整備床数
・ケアハウス（特定施設入所者生活介護の指定を受けるもの） ^{※1} （都市部 ^{※2} ）	4,645千円	整備床数
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設するケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ^{※1}	4,645千円	整備床数
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設するケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ^{※1} （都市部 ^{※2} ）	4,877千円	整備床数
・有料老人ホーム（特定施設入所者生活介護の指定を受けるもの） ^{※1}	4,424千円	整備床数
・有料老人ホーム（特定施設入所者生活介護の指定を受けるもの） ^{※1} （都市部 ^{※2} ）	4,645千円	整備床数
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する有料老人ホーム（特定施設入所者生活介護の指定を受けるもの） ^{※1}	4,645千円	整備床数
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する有料老人ホーム（特定施設入所者生活介護の指定を受けるもの） ^{※1} （都市部 ^{※2} ）	4,877千円	整備床数

別表 配分基礎単価

(1) ア 地域密着型サービス等整備助成事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	5 備考
・地域密着型特別養護老人ホーム ^{※1} 及び併設されるショートステイ用居室	4,424千円	整備床数	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、福岡県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。） ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	※1 消防法施行令上スプリンクラー設置義務のない施設を新たに整備する場合であっても、本事業を活用して整備する場合は、本体施設の整備と併せて、必ずスプリンクラー設備の設置を行うこと。 ※2 離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づく離島に所在する場合は、算定された当該額に0.08を乗じて得た額を加算する。
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する地域密着型特別養護老人ホーム ^{※1} 及び併設されるショートステイ用居室	4,645千円	整備床数		
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ^{※1}	4,424千円	整備床数		
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ^{※1}	4,645千円	整備床数		
・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ^{※1}	4,424千円	整備床数		
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ^{※1}	4,645千円	整備床数		
・認知症高齢者グループホーム ^{※1}	33,200千円	施設数		
・認知症高齢者グループホーム（空き家を活用したもの） ^{※1}	8,800千円	施設数		
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する認知症高齢者グループホーム ^{※1}	34,860千円	施設数		
・小規模多機能型居宅介護事業所 ^{※1}	33,200千円	施設数		
・小規模多機能型居宅介護事業所（空き家を活用したもの） ^{※1}	8,800千円	施設数		
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する小規模多機能型居宅介護事業所 ^{※1}	34,860千円	施設数		
・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ^{※1}	33,200千円	施設数		
・看護小規模多機能型居宅介護事業所（空き家を活用したもの） ^{※1}	8,800千円	施設数		
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する看護小規模多機能型居宅介護事業所 ^{※1}	34,860千円	施設数		
・認知症対応型デイサービスセンター	11,840千円	施設数		
・認知症対応型デイサービスセンター（空き家を活用したもの）	8,800千円	施設数		
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する認知症対応型デイサービスセンター	12,432千円	施設数		
・介護予防拠点	8,800千円	施設数		
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する介護予防拠点	9,240千円	施設数		
・地域包括支援センター	1,184千円	施設数		
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する地域包括支援センター	1,243千円	施設数		
・生活支援ハウス ^{※1}	35,280千円	施設数		
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する生活支援ハウス ^{※1}	37,044千円	施設数		
・緊急ショートステイ ^{※1}	1,184千円	整備床数		
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する緊急ショートステイ ^{※1}	1,243千円	整備床数		
・施設内保育施設	11,840千円	施設数		
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する施設内保育施設	12,432千円	施設数		

(1) ーイ 地域密着型サービス等整備助成事業（介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備）

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	5 備考
<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム 	1,120千円	定員数	<p>介護老人保健施設等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、福岡県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	<p>※1 定員30名以上の施設が対象</p> <p>※2 下記の介護施設等の創設を併せて行う場合が対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・特定施設入居者生活介護の指定を受ける介護付きホーム <p>（いずれも定員規模及び助成を受けているかは問わない。）</p> <p>※3 ※2の創設と広域型施設の大規模修繕等に係る1年から4年程度を期間とする整備計画を定めること。</p> <p>※4 消防法施行令上スプリンクラー設置義務のない施設を新たに整備する場合であっても、本事業を活用して整備する場合は、本体施設の整備と併せて、必ずスプリンクラー設備の設置を行うこと。</p> <p>※5 離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づく離島に所在する場合は、算定された当該額に0.08を乗じて得た額を加算する。</p>

(1) ウ 地域密着型サービス等整備助成事業（災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備）

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	5 備考
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	4,424千円	整備床数 ^{※1}	特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、福岡県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	※1 移転後床数。ただし、増員分は対象外。 ※2 消防法施行令上スプリンクラー設置義務のない施設を新たに整備する場合であっても、本事業を活用して整備する場合は、本体施設の整備と併せて、必ずスプリンクラー設備の設置を行うこと。 ※3 離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づく離島に所在する場合は、算定された当該額に0.08を乗じて得た額を加算する。
・介護老人保健施設	55,360千円	施設数		
・介護医療院	55,360千円	施設数		
・養護老人ホーム	2,368千円	整備床数 ^{※1}		
・ケアハウス（特定施設入所者生活介護の指定を受けるもの）	4,424千円	整備床数 ^{※1}		
・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入所者生活介護の指定を受けるもの）	4,424千円	整備床数 ^{※1}		

(1) -エ 地域密着型サービス等整備助成事業（都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業）

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	5 備考
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	4,424千円	整備床数	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、福岡県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	※1 消防法施行令上スプリンクラー設置義務のない施設を新たに整備する場合であっても、本事業を活用して整備する場合は、本体施設の整備と併せて、必ずスプリンクラー設備の設置を行うこと。 ※2 都市部は、指定都市、中核市及び人口20万人以上の市に限る。 ※3 離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づく離島に所在する場合は、算定された当該額に0.08を乗じて得た額を加算する。
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（都市部 ^{※2} ）	4,645千円	整備床数		
・介護老人保健施設	55,360千円	施設数		
・介護老人保健施設（都市部 ^{※2} ）	58,128千円	施設数		
・介護医療院	55,360千円	施設数		
・介護医療院（都市部 ^{※2} ）	58,128千円	施設数		
・養護老人ホーム	2,368千円	整備床数		
・養護老人ホーム（都市部 ^{※2} ）	2,486千円	整備床数		
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,424千円	整備床数		
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）（都市部 ^{※2} ）	4,645千円	整備床数		
・有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,424千円	整備床数		
・有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）（都市部 ^{※2} ）	4,645千円	整備床数		

(1) ーオ 地域密着型サービス等整備助成事業（中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業）

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	5 備考
・地域密着型特別養護老人ホーム ^{※1} 及び併設されるショートステイ用居室	4,424千円	整備床数	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、福岡県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	^{※1} 消防法施行令上スプリンクラー設置義務のない施設を新たに整備する場合であっても、本事業を活用して整備する場合は、本体施設の整備と併せて、必ずスプリンクラー設備の設置を行うこと。 ^{※2} 離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づく離島に所在する場合は、算定された当該額に0.08を乗じて得た額を加算する。
・小規模な介護老人保健施設 ^{※1}	55,360千円	施設数		
・小規模な介護医療院 ^{※1}	55,360千円	施設数		
・小規模な養護老人ホーム ^{※1}	2,368千円	整備床数		
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ^{※1}	4,424千円	整備床数		
・都市型軽費老人ホーム ^{※1}	1,768千円	整備床数		
・認知症高齢者グループホーム ^{※1}	33,200千円	施設数		
・認知症高齢者グループホーム（空き家を活用したもの） ^{※1}	8,800千円	施設数		
・小規模多機能型居宅介護事業所 ^{※1}	33,200千円	施設数		
・小規模多機能居宅介護事業所（空き家を活用したもの） ^{※1}	8,800千円	施設数		
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ^{※1}	5,864千円	施設数		
・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ^{※1}	33,200千円	施設数		
・看護小規模多機能居宅介護事業所（空き家を活用したもの） ^{※1}	8,800千円	施設数		
・認知症対応型デイサービスセンター	11,840千円	施設数		
・認知症対応型デイサービスセンター（空き家を活用したもの）	8,800千円	施設数		
・介護予防拠点	8,800千円	施設数		
・地域包括支援センター	1,184千円	施設数		
・生活支援ハウス ^{※1}	35,280千円	施設数		
・緊急ショートステイの整備 ^{※1}	1,184千円	整備床数		
・施設内保育施設	11,840千円	施設数		

・小規模な有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）※1	4,424千円	整備床数
・特別養護老人ホーム※1及び併設されるショートステイ用居室	4,424千円	整備床数
・介護老人保健施設※1	55,360千円	施設数
・介護医療院※1	55,360千円	施設数
・養護老人ホーム※1	2,368千円	整備床数
・ケアハウス（特定施設入所者生活介護の指定を受けるもの）※1	4,424千円	整備床数
・有料老人ホーム（特定施設入所者生活介護の指定を受けるもの）※1	4,424千円	整備床数

(1) ーカ 地域密着型サービス等整備助成事業（介護施設等の集約・再編支援事業）

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	5 備考
・地域密着型特別養護老人ホーム ^{※1} 及び併設されるショートステイ用居室	4,424千円	整備床数		
・地域密着型特別養護老人ホーム ^{※1} 及び併設されるショートステイ用居室（都市部 ^{※2} ）	4,645千円	整備床数		
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する地域密着型特別養護老人ホーム ^{※1} 及び併設されるショートステイ用居室	4,645千円	整備床数		
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する地域密着型特別養護老人ホーム ^{※1} 及び併設されるショートステイ用居室（都市部 ^{※2} ）	4,877千円	整備床数		
・小規模な介護老人保健施設 ^{※1}	55,360千円	施設数		
・小規模な介護老人保健施設 ^{※1} （都市部 ^{※2} ）	58,128千円	施設数		
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する小規模な介護老人保健施設 ^{※1}	58,128千円	施設数		
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する小規模な介護老人保健施設 ^{※1} （都市部 ^{※2} ）	61,034千円	施設数		
・小規模な介護医療院 ^{※1}	55,360千円	施設数		
・小規模な介護医療院 ^{※1} （都市部 ^{※2} ）	58,128千円	施設数		
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する小規模な介護医療院 ^{※1}	58,128千円	施設数		
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する小規模な介護医療院 ^{※1} （都市部 ^{※2} ）	61,034千円	施設数		
・小規模な養護老人ホーム ^{※1}	2,368千円	整備床数		
・小規模な養護老人ホーム ^{※1} （都市部 ^{※2} ）	2,486千円	整備床数		
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する小規模な養護老人ホーム ^{※1}	2,486千円	整備床数		
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する小規模な養護老人ホーム ^{※1} （都市部 ^{※2} ）	2,610千円	整備床数		
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ^{※1}	4,424千円	整備床数		
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ^{※1} （都市部 ^{※2} ）	4,645千円	整備床数		
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ^{※1}	4,645千円	整備床数		
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ^{※1} （都市部 ^{※2} ）	4,877千円	整備床数		

・都市型軽費老人ホーム ^{※1}	1,768千円	整備床数
・都市型軽費老人ホーム ^{※1} (都市部 ^{※2})	1,856千円	整備床数
・第2条第1項(1)の事業対象施設を合築・併設する都市型軽費老人ホーム ^{※1}	1,856千円	整備床数
・第2条第1項(1)の事業対象施設を合築・併設する都市型軽費老人ホーム ^{※1} (都市部 ^{※2})	1,949千円	整備床数
・認知症高齢者グループホーム ^{※1}	33,200千円	施設数
・認知症高齢者グループホーム ^{※1} (都市部 ^{※2})	34,860千円	施設数
・認知症高齢者グループホーム(空き家を活用したもの) ^{※1}	8,800千円	施設数
・認知症高齢者グループホーム(空き家を活用したもの) ^{※1} (都市部 ^{※2})	9,240千円	施設数
・第2条第1項(1)の事業対象施設を合築・併設する認知症高齢者グループホーム ^{※1}	34,860千円	施設数
・第2条第1項(1)の事業対象施設を合築・併設する認知症高齢者グループホーム ^{※1} (都市部 ^{※2})	36,603千円	施設数
・小規模多機能型居宅介護事業所 ^{※1}	33,200千円	施設数
・小規模多機能型居宅介護事業所 ^{※1} (都市部 ^{※2})	34,860千円	施設数
・小規模多機能型居宅介護事業所(空き家を活用したもの) ^{※1}	8,800千円	施設数
・小規模多機能型居宅介護事業所(空き家を活用したもの) ^{※1} (都市部 ^{※2})	9,240千円	施設数
・第2条第1項(1)の事業対象施設を合築・併設する小規模多機能型居宅介護事業所 ^{※1}	34,860千円	施設数
・第2条第1項(1)の事業対象施設を合築・併設する小規模多機能型居宅介護事業所 ^{※1} (都市部 ^{※2})	36,603千円	施設数
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ^{※1}	5,864千円	施設数
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ^{※1} (都市部 ^{※2})	6,157千円	施設数
・第2条第1項(1)の事業対象施設を合築・併設する定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ^{※1}	6,157千円	施設数
・第2条第1項(1)の事業対象施設を合築・併設する定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ^{※1} (都市部 ^{※2})	6,465千円	施設数

・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ^{※1}	33,200千円	施設数
・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ^{※1} （都市部 ^{※2} ）	34,860千円	施設数
・看護小規模多機能型居宅介護事業所（空き家を活用したもの） ^{※1}	8,800千円	施設数
・看護小規模多機能型居宅介護事業所（空き家を活用したもの） ^{※1} （都市部 ^{※2} ）	9,240千円	施設数
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する看護小規模多機能型居宅介護事業所 ^{※1}	34,860千円	施設数
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する看護小規模多機能型居宅介護事業所 ^{※1} （都市部 ^{※2} ）	36,603千円	施設数
・認知症対応型デイサービスセンター	11,840千円	施設数
・認知症対応型デイサービスセンター（都市部 ^{※2} ）	12,432千円	施設数
・認知症対応型デイサービスセンター（空き家を活用したもの）	8,800千円	施設数
・認知症対応型デイサービスセンター（空き家を活用したもの）（都市部 ^{※2} ）	9,240千円	施設数
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する認知症対応型デイサービスセンター	12,432千円	施設数
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する認知症対応型デイサービスセンター（都市部 ^{※2} ）	13,053千円	施設数
・介護予防拠点	8,800千円	施設数
・介護予防拠点（都市部 ^{※2} ）	9,240千円	施設数
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する介護予防拠点	9,240千円	施設数
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する介護予防拠点（都市部 ^{※2} ）	9,702千円	施設数
・地域包括支援センター	1,184千円	施設数
・地域包括支援センター（都市部 ^{※2} ）	1,243千円	施設数
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する地域包括支援センター	1,243千円	施設数
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する地域包括支援センター（都市部 ^{※2} ）	1,305千円	施設数

地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、福岡県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。

ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

※1 消防法施行令上スプリンクラー設置義務のない施設を新たに整備する場合であっても、本事業を活用して整備する場合は、本体施設の整備と併せて、必ずスプリンクラー設備の設置を行うこと

※2 都市部は、指定都市、中核市及び人口20万人以上の市に限る。

※3 離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づく離島に所在する場合は、第2条（1）により算定された当該額に0.08を乗じて得た額を加算する。

・生活支援ハウス ^{※1}	35,280千円	施設数
・生活支援ハウス ^{※1} (都市部 ^{※2})	37,044千円	施設数
・第2条第1項(1)の事業対象施設を合築・併設する生活支援ハウス ^{※1}	37,044千円	施設数
・第2条第1項(1)の事業対象施設を合築・併設する生活支援ハウス ^{※1} (都市部 ^{※2})	38,896千円	施設数
・緊急ショートステイの整備 ^{※1}	1,184千円	整備床数
・緊急ショートステイの整備 ^{※1} (都市部 ^{※2})	1,243千円	整備床数
・第2条第1項(1)の事業対象施設を合築・併設する緊急ショートステイの整備 ^{※1}	1,243千円	整備床数
・第2条第1項(1)の事業対象施設を合築・併設する緊急ショートステイの整備 ^{※1} (都市部 ^{※2})	1,305千円	整備床数
・施設内保育施設	11,840千円	施設数
・施設内保育施設 (都市部 ^{※2})	12,432千円	施設数
・第2条第1項(1)の事業対象施設を合築・併設する施設内保育施設	12,432千円	施設数
・第2条第1項(1)の事業対象施設を合築・併設する施設内保育施設 (都市部 ^{※2})	13,053千円	施設数
・小規模な有料老人ホーム (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) ^{※1}	4,424千円	整備床数
・小規模な有料老人ホーム (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) ^{※1} (都市部 ^{※2})	4,645千円	整備床数
・第2条第1項(1)の事業対象施設を合築・併設する小規模な有料老人ホーム (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) ^{※1}	4,645千円	整備床数
・第2条第1項(1)の事業対象施設を合築・併設する小規模な有料老人ホーム (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) ^{※1} (都市部 ^{※2})	4,877千円	整備床数
・特別養護老人ホーム ^{※1} 及び併設されるショートステイ用居室	4,424千円	整備床数
・特別養護老人ホーム ^{※1} 及び併設されるショートステイ用居室 (都市部 ^{※2})	4,645千円	整備床数
・第2条第1項(1)の事業対象施設を合築・併設する特別養護老人ホーム ^{※1} 及び併設されるショートステイ用居室	4,645千円	整備床数
・第2条第1項(1)の事業対象施設を合築・併設する特別養護老人ホーム ^{※1} 及び併設されるショートステイ用居室 (都市部 ^{※2})	4,877千円	整備床数

・介護老人保健施設 ^{※1}	55,360千円	施設数
・介護老人保健施設 ^{※1} （都市部 ^{※2} ）	58,128千円	施設数
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する介護老人保健施設 ^{※1}	58,128千円	施設数
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する介護老人保健施設 ^{※1} （都市部 ^{※2} ）	61,034千円	施設数
・介護医療院 ^{※1}	55,360千円	施設数
・介護医療院 ^{※1} （都市部 ^{※2} ）	58,128千円	施設数
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する介護医療院 ^{※1}	58,128千円	施設数
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する介護医療院 ^{※1} （都市部 ^{※2} ）	61,034千円	施設数
・養護老人ホーム ^{※1}	2,368千円	整備床数
・養護老人ホーム ^{※1} （都市部 ^{※2} ）	2,486千円	整備床数
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する養護老人ホーム ^{※1}	2,486千円	整備床数
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する養護老人ホーム ^{※1} （都市部 ^{※2} ）	2,610千円	整備床数
・ケアハウス（特定施設入所者生活介護の指定を受けるもの） ^{※1}	4,424千円	整備床数
・ケアハウス（特定施設入所者生活介護の指定を受けるもの） ^{※1} （都市部 ^{※2} ）	4,645千円	整備床数
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設するケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ^{※1}	4,645千円	整備床数
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設するケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ^{※1} （都市部 ^{※2} ）	4,877千円	整備床数
・有料老人ホーム（特定施設入所者生活介護の指定を受けるもの） ^{※1}	4,424千円	整備床数
・有料老人ホーム（特定施設入所者生活介護の指定を受けるもの） ^{※1} （都市部 ^{※2} ）	4,645千円	整備床数
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する有料老人ホーム（特定施設入所者生活介護の指定を受けるもの） ^{※1}	4,645千円	整備床数
・第2条第1項（1）の事業対象施設を合築・併設する有料老人ホーム（特定施設入所者生活介護の指定を受けるもの） ^{※1} （都市部 ^{※2} ）	4,877千円	整備床数

(2) -ア 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	5 備考		
介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費						
定員30名以上の広域型施設等						
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	828千円	定員数	特別養護老人ホーム等の新規開設又は増床に伴う円滑な開設に必要な開設前に係る需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料とする。 ただし、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費については開設前最大6か月間に限る。 また、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除く。	※1 小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。 ※2 離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づく離島に所在する場合は、算定された当該額に0.08を乗じて得た額を加算する。		
・介護老人保健施設	828千円					
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	828千円					
・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	828千円					
・訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）	4,160千円	施設数				
定員29名以下の地域密着型施設等						
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	828千円	定員数 ^{※1}				
・小規模な介護老人保健施設	828千円					
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	828千円					
・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	828千円					
・認知症高齢者グループホーム	828千円					
・小規模多機能型居宅介護事業所	828千円					
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	828千円					
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	13,920千円	施設数				

(2) ーイ 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業（介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援）

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	5 備考
定員30名以上の広域型施設等				
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	416千円	定員数		
・介護老人保健施設	416千円			
・介護医療院	416千円			
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	416千円			
・養護老人ホーム	416千円			
・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向けであって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	416千円			
定員29名以下の地域密着型施設等				
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	416千円	定員数 ^{※1}	特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際に、併せて行う介護ロボット・センサー、ICTの導入に必要な経費（令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別添1を準用する）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除く。	※1 小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。 ※2 離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づく離島に所在する場合は、算定された当該額に0.08を乗じて得た額を加算する。
・小規模な介護老人保健施設	416千円			
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	416千円			
・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向けであつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	416千円			
・認知症高齢者グループホーム	416千円			
・小規模多機能型居宅介護事業所	416千円			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	416千円			
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	6,912千円	施設数		
・都市型軽費老人ホーム	208千円	定員数		
・小規模な養護老人ホーム	208千円			
・施設内保育施設	2,080千円	施設数		

(2) -ウ 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業（介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援事業）

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	5 備考
・介護予防拠点	99千円	1か所	介護予防拠点において参加者の防災に対する意識の共有を図るために必要な需用費（印刷製本費、修繕料）、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、旅費、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）又は委託料	※ 離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づく離島に所在する場合は、算定された当該額に0.08を乗じて得た額を加算する。

(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

1 区分	2 配分基準	3 補助率	4 対象経費	5 備考
<p>本体施設</p>	<p>当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額等）の2分の1</p>	<p>1/2</p>	<p>定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの）。</p>	<p>※ 離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づく離島に所在する場合は、算定された当該額に0.08を乗じて得た額を加算する。</p>
<p>定員30名以上の広域型施設</p>				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人保健施設 				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護医療院 				
<ul style="list-style-type: none"> ・ ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 養護老人ホーム 				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 				
<p>定員29名以下の地域密着型施設等</p>				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模な介護老人保健施設 				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模な介護医療院 				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症高齢者グループホーム 				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市型軽費老人ホーム 				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模な養護老人ホーム 				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設内保育施設 				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 				
<p>合築・併設施設</p>				
<p>定員29名以下の地域密着型施設等</p>				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症対応型デイサービスセンター 				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防拠点 				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センター 				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活支援ハウス 				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急ショートステイ 				

(4) 既存の特別養護老人ホームに併設されるショートステイ多床室のプライバシー保護改修支援事業

1 区 分	2 配分基礎単価	3 単 位	4 対象経費	5 備考
<p>既存の特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室（多床室）</p>	<p>724千円</p>	<p>定員数</p>	<p>特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	<p>※1 消防法施行令上スプリンクラー設置義務のない施設であっても、各居室にスプリンクラーの設置を行うこと。 ※2 離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づく離島に所在する場合は、算定された当該額に0.08を乗じて得た額を加算する。</p>

(注) いずれの事業の介護施設等も、定員規模は問わない。

(5) 介護施設等における看取り環境の整備推進事業

1 区 分	2 配分基礎単価	3 単 位	4 対象経費	5 備考
<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 	3,464千円	施設数	<p>特別養護老人ホーム等の看取り環境の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>設備については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）</p>	<p>※ 離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づく離島に所在する場合は、算定された当該額に0.08を乗じて得た額を加算する。</p>

(注) いずれの事業の介護施設等も、定員規模は問わない。

(6) 共生型サービス事業所の整備推進事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	5 備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ (地域密着型) 通所介護事業所 ・ (介護予防) 短期入所生活介護事業所 ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 	1,032千円	施設数	<p>共生型サービス事業所の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>設備については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）</p>	<p>※ 離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づく離島に所在する場合は、算定された当該額に0.08を乗じて得た額を加算する。</p>

(注) いずれの事業の介護施設等も、定員規模は問わない。

(7) 民有地マッチング事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	5 備考
・土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援	5,544千円	自治体	民有地マッチング事業を実施するために必要な賃金、旅費、謝金、会議費、印刷製本費、備品購入費等	※ 離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づく離島に所在する場合は、算定された当該額に0.08を乗じて得た額を加算する。
・整備候補地等の確保支援	4,536千円	自治体		
・地域連携コーディネーターの配置支援	4,432千円	1カ所		

(8) 介護職員の宿舎施設整備事業

1 区分	2 配分基準	3 補助率	4 対象経費	5 補助上限	6 備考
<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 	<p>介護職員1定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33㎡</p> <p>※1 上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。</p>	<p>1 / 3</p>	<p>特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備（宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、福岡県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	<p>※2 創設、増築、改築、増改築の場合 介護職員1定員あたり4,300千円を補助上限とする。</p> <p>※3 既存建物の改修の場合 8,800千円/宿舎又は 1,120千円/定員の低い方の額が上限</p>	<p>※4 離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づく離島に所在する場合は、算定された当該額に0.08を乗じて得た額を加算する。</p>

(注) いずれの介護施設等も、定員規模は問わない。

(9) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	5 補助率	6 備考
介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業					
<ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 介護医療院 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所 生活支援ハウス 	4,272千円	福岡県知事が認めた台数(定員数を上限とする。)	簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	1/3	
介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業					
ユニット型施設各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援					
<ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 介護医療院 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所 生活支援ハウス 	992千円	1か所		1/3	
従来型個室・多床室のゾーニング経費支援					
<ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 介護医療院 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所 生活支援ハウス 	5,928千円	1か所	感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備をするために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	1/3	※ 離島振興法(昭和28年法律第72号)に基づき離島に所在する場合は、算定された当該額に0.08を乗じて得た額を加算する。
家族面会室の整備等経費支援					
<ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 介護医療院 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所 生活支援ハウス 	3,464千円	施設・事業所		1/3	
介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業					
<ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 介護医療院 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 有料老人ホーム 短期入所生活介護事業所 生活支援ハウス 	978千円	整備床数	介護施設等における多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	1/3	